

藤枝市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市道路占用料等徴収条例（昭和43年藤枝市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第18条に規定するものを除く。）及び」を削り、同条第3号を次のように改める。

- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の電線（認定電気通信事業者が設けるものにあつては、同項に規定する認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）の用に供するものに限る。）

第4条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

別表中「令第7条第1号」を「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。